



小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）の構成案 及び委員会における主な意見

**令和6年12月17日
中小企業庁**

小規模企業振興基本計画の基本構成

- 小規模企業振興基本計画は、小規模企業振興基本法第13条第2項に基づき、「1. 施策についての基本的な方針」「2. 政府が総合的かつ計画的に講すべき施策」「3. 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項（2. 以外）」について定めることとしている。
- 法第6条では、4つの基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものと定めており、これを踏まえて、基本計画の第1章に4つの目標、第2章に4つの目標の実現に向けた政府が講すべき重点施策、第3章にその他（2. 以外）、政府以外を含めた必要な取組を規定している。

小規模企業振興基本法（抜粋）

（基本方針）

第六条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 一 國内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。
- 二 小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。
- 三 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること。
- 四 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

（小規模企業振興基本計画）

第十三条 政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 二 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

小規模企業振興基本計画

第1章 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針

：現状認識、基本的考え方、4つの目標を規定

第2章 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

：4つの目標の実現に向けて、政府が講すべき小規模企業の振興に関する重点施策を規定

第3章 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

：その他小規模企業の振興に関する施策を推進するために、政府以外を含めた必要な取組を規定

小規模企業振興基本計画の構成内容

- 小規模企業振興基本計画の記載事項については、**小規模企業振興基本法の各条文に定める内容を踏まえて規定。**
- 基本計画第2章の「重点施策」は、法第6条の基本方針（4つの目標の関連）を踏まえ、法第14条～第21条に規定されている「基本的施策」をベースとしている。

小規模企業振興基本法

第3条・第4条 基本原則

第5条 国の責務

第6条 基本方針

第7条 地方公共団体の責務

第8条 小規模企業者の努力等

第9条 関係者相互の連携及び協力

小規模企業振興基本計画

第1章 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針

法第3条・第4条の基本原則を踏まえ、「現状認識」「基本的考え方」「**4つの目標**」を規定

第2章 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

法第14条～第21条（4つの基本方針に従って国が行うべき基本的施策）をベースに「**重点施策**」を規定

第3章 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

「その他小規模企業の振興に関する施策を推進するために、政府以外を含めた必要な取組」を規定

第6条第1号 基本方針（目標1関連）

（国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること）

基本的施策

第14条 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進

第15条 国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進

第6条第2号 基本方針（目標2関連）

（小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること）

基本的施策

第16条 小規模企業の創業の促進及び小規模企業の事業の承継又は廃止の円滑化

第17条 小規模企業に必要な人材の育成及び確保

第6条第3号 基本方針（目標3関連）

（地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること）

基本的施策

第18条 地域経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進

第19条 地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進

第6条第4号 基本方針（目標4関連）

（小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること）

基本的施策

第20条 適切な支援体制の整備

第21条 手続きに係る負担の軽減

(参考) 小規模企業振興基本計画（第Ⅱ期）

第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針

1. 現状認識
2. 基本的考え方
3. 4つの目標
 - (1) 需要を見据えた経営の促進
 - (2) 新陳代謝の促進
 - (3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
 - (4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 需要を見据えた経営の促進
(重点施策 1) ビジネスプラン等に基づく経営の促進
(重点施策 2) 需要開拓に向けた支援
(重点施策 3) 新事業展開や高付加価値化の支援
2. 新陳代謝の促進
(重点施策 4) 多様な小規模事業者の支援
(重点施策 5) 起業・創業支援
(重点施策 6) 事業承継・円滑な廃業
(重点施策 7) 人材の確保・育成
3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
(重点施策 8) 地域経済に波及効果のある事業の推進
(重点施策 9) 地域のコミュニティを支える事業の推進
4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備
(重点施策 10) 国・地方公共団体・支援機関の連携強化とエコシステムの構築
(重点施策 11) 手続きの簡素化・施策情報の提供
(重点施策 12) 事業継続リスクへの対応能力の強化

第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 小企業等への配慮
2. 消費増税に伴う消費税転嫁をはじめとした取引適正化への対応や軽減税率制度等への対応
3. 働き方改革への対応

※ 中小企業基本法に規定する「小規模企業者」及び小規模事業者支援法に基づく「小規模事業者」の概念を合わせて「小規模事業者」と定義

小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期案）における目標・重点施策（案）

【目標1】需要を見据えた経営力の向上（経営者の意識改革、事業の持続的発展、意欲ある事業者の成長発展）

（基本方針：法第6条第1号）国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。

- 【重点施策】
- (1) 経営者のリテラシー向上
 - (2) 経営計画の策定
 - (3) 需要開拓・新事業展開
 - (4) 取引適正化対策

【目標2】経営資源の有効活用、人材の育成・確保（新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化、人材の育成・確保）

（基本方針：法第6条第2号）小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。

- 【重点施策】
- (5) 起業・創業
 - (6) 事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ
 - (7) 多発する大規模災害等への対応
 - (8) 事業継続力の強化
 - (9) 人手不足対応、人材の育成・確保

【目標3】地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進（地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化）

（基本方針：法第6条第3号）地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること。

- 【重点施策】
- (10) 地域経済の活性化
 - (11) 地域の生活・コミュニティの活性化
 - (12) 地域課題解決の推進

【目標4】支援体制の整備その他必要な措置（支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続きの簡素化）

（基本方針：法第6条第4号）小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

- 【重点施策】
- (13) 支援機関の体制・連携強化
 - (14) 国と地方公共団体との連携強化
 - (15) 手続きの簡素化・施策情報の提供

(参考) 委員会での主な意見

【目標1：需要を見据えた経営力の向上】

【重点施策】(1) 経営者のリテラシー向上

- 経営者によって会計リテラシーに大きな差があるが、会計知識が今後の経営方針の鍵となるため、知識・情報支援が必要。（小駒委員）
- 経営者の経営リテラシーをいかに高めていくかということを考える必要。（水野委員）
- 経営者自身の自己変革への挑戦が必要。それには、商工会議所が行う伴走支援が効果的。（澤井委員）
- 経営の基礎力（毎月の試算表作成・経営状況の把握・資金繰り表の作成）の底上げが必要。ビジネススクール、公的機関の研修の場での学びも効果的。（梅山委員／水野委員）
- 知財の意識・リテラシーが小規模事業者はまだ少ない。基本計画に「知的財産の活用・保護」の項目を創設頂きたい。（黒岩委員／諏訪委員／澤井委員）
- システム導入でのみ行い、データ活用まで行う企業が少ない。データ活用に関する知識が必要。（諏訪委員）
- DXに疎い小規模事業者には、外部のデジタル人材による伴走型の支援が必要。（諏訪委員）

【重点施策】(2) 経営計画の策定

- 伴走支援の中、自立性・主体性を持って経営課題にどう自分たちで対応していくかが重要。（水野委員）
- 個社の強みや個社の製品の見直しを経営者自身で行っていく必要。（黒岩委員）
- 経営者自身が日々の業務に追われ戦略を考える機会がない。まずは、経営者自身が正しく現状把握を行うことが必須。（梅山委員）
- 経営計画を立てて現状把握を行った後に、将来的なビジョンを立てて今後の課題を把握し、その課題に対して施策を提案出来れば、更に企業が強くなると感じている。（梅山委員／正木委員／黒岩委員）
- 経営革新計画は様々な要素が盛り込まれており、経営力向上には効果的と考えられる。併せて支援施策の充実が更なる経営力向上に繋がる。（達増委員代理 小野寺氏）
- 経営計画は、将来の姿を明確に示すため、従業員の離職防止にも繋がる。（梅山委員）

(参考) 委員会での主な意見

【目標1：需要を見据えた経営力の向上】

【重点施策】（3）需要開拓・新事業展開

- 小規模事業者の潜在的な競争力・成長力をいかに伸ばしていくかが重要。（後藤委員）
- 成長志向のある小規模事業者を応援するという基本的な立場に変わりはないと思う。（水野委員）
- 稼ぐ力の強化には、ノウハウや特許等の知的財産を活用した製品の開発が重要。（諏訪委員）
- 知的財産は様々な経営課題に絡み合っているため、知財単独の相談だけではないケースが多く、よろず支援拠点・INPIT・知財総合窓口の連携が極めて重要。（諏訪委員）
- 経済変化などが非常に激しい中で、連携によるオープンイノベーションというのは小規模企業にとって非常に重要。（諏訪委員）
- 外需獲得に向けて、地域一体となった販路拡大やブランド構成、それらを支える企業同士の連携促進やローカルイノベーターの育成などを行い、地域の稼ぐ力の強化を面的に支援することが重要。（澤井委員）

(参考) 委員会での主な意見

【目標1：需要を見据えた経営力の向上】

【重点施策】(4) 取引適正化対策

- 価格交渉のノウハウがない経営者や、受注を逃すリスクを考えて、価格交渉に踏み切れない経営者がいる。（梅山委員）
- 価格交渉は、小規模事業者自身の潜在的な成長力・対応力に気づく機会。（黒岩委員／後藤委員）
- 消費者の価格に帯する厳しい見方が課題。良い商品・サービスには相応の価格があるという考え方を社会全体で周知・定着するような意識改革を何らかの形でしていただけたとありがたい。（島口委員／森委員代理 塩田様／米本委員）
- サプライチェーン全体で価格を上げていく雰囲気を醸成して、サプライチェーンの末端まで届ける必要がある。（植田委員長）
- 価格転嫁に必要なデータを参照出来るようなサイトをツールとして開発することも有用ではないか。（石川委員）
- 効率的な生産やサービスの提供、取引先との交渉力、顧客とのコミュニケーション、マーケティング戦略の強化、以上の4つの取組を組み合わせ、継続的に改善を行う事が重要。（小出委員）
- 不公正な取引を防ぐ為には、当事者の自立性だけではなく、何らかの政策的措置が必要。既に講じられている対策（パートナーシップ構築宣言の浸透、価格交渉の指針の啓蒙など）の実効性を高めたり、必要に応じて強化も必要。（後藤委員）
- 価格交渉のための材料となる必要書類作成支援を更に強化すべき。（立石委員／正木委員）
- 価格交渉のための技術や設備の競争力を高める為に、差別化についての支援も必要。（水野委員／正木委員）
- 個人事業主・一任株式会社は従業員がいないため、価格交渉をする際に労務費の高騰を理由にするのは、交渉材料としては馴染まない。（三神委員）
- 支援機関から他社事例を小規模事業者へ伝えて価格交渉を促す等、支援者から促進する取組があると良い。（小駒委員）
- 価格交渉の第一歩に繋がる支援を行っているが、経営指導員のマンパワー不足もあり、増員をしないと手が届かず、十分なバックアップができないので、その面の支援をお願いしたい。（森委員代理 塩田様／澤井委員）
- 国と地方自治体、商工指導団体、経済団体、金融機関、専門家等が連携し、価格転嫁を含む取引適正化を更に推進するための施策展開が必要。（達増委員代理 小野寺様／黒岩委員）

(参考) 委員会での主な意見

【目標2：経営資源の有効活用、人材の育成・確保】

【重点施策】(5) 起業・創業

- 既存の事業者から事業を譲り受ける創業方法は広まるべき。（梅山委員）
- 新陳代謝の円滑な推進は、地域社会の好循環の鍵。事業や雇用を地域で生み出していくことが、都市部への人口流出を止めることにも繋がる。（澤井委員）
- 各自治体に任せるのではなく、地方での起業・創業に対してのインセンティブ措置や創業期の資金供給、開業時の販路開拓支援など、支援体制についても拡充し、今こそ踏み込んだ施策を実行していくべき。（森委員）
- 地方に新たな小規模事業者が増えれば、地域住民や観光客の様々なニーズに応えることを通じて、それぞれの地域の魅力が高まり、地域全体について、我が国の活力向上に繋がると思う。（森委員）
- 第二創業の重要性も見逃せない。第二創業の促進も併せて支援を行っていくことが新陳代謝の促進に有用と考える。（小駒委員）

【重点施策】(6) 事業承継・円滑な廃業

- 目の前の業務・課題に追われている事業者も多く、若手経営者にも問題意識を植え付けるなど、早くから事業承継に問題意識を持たせることが鍵。その為には、様々な形での情報提供や、各機関からの働きかけが必要。（石川委員／島口委員／正木委員／植田委員長）
- 高齢で取り組めないことが事業承継やM&Aにより、若い世代に事業がわたることで可能になることもある。（小駒委員／梅山委員）
- まず親族内の承継を進めていくことが肝要。その点において事業承継税制は大変有効であり、今後も継続し、できれば恒久化をお願いしたい。（澤井委員／諏訪委員）
- 事業承継を経営体制の変更というだけではなく、更なる成長発展を遂げる為の契機とすることが重要。（達増委員代理 小野寺氏）
- 支援機関がより密接に連携して取組を推進するなど、事業者の気づきから承継の実現まで一貫した支援をより一層充実させることが重要。（達増委員代理 小野寺氏／小駒委員／島口委員）

(参考) 委員会での主な意見

【目標2：経営資源の有効活用、人材の育成・確保】

【重点施策】(6) 事業承継・円滑な廃業（続き）

- M&Aが活性化する足下で悪質業者が増えており、ルールの厳格化や政府による監視強化が必要。（澤井委員／諏訪委員／正木委員）
- 事業廃業後も、再チャレンジができる社会の構築や、引退後のステージを示すことも重要。（立石委員／梅山委員）
- 円滑な廃業を前向きに支援することの位置づけが必要。（立石委員）
- 中小企業活性化協議会での廃業相談窓口は、まだ知らない方が多く、資金繰りの相談へ行ったところ、廃業の相談に変わるケースも多い。（梅山委員）
- 経済の足を引っ張るからといって、積極的かつ一律に退出を迫るのはミクロ的な経済公正性から問題がある。（後藤委員）
- M&A等に至るまでには複数の選択肢があるが、小規模事業者にとって前段階でとれる戦略として提示しないまま、いきなり廃業のような話なっていないか。（三神委員）
- 廃業の選択までには多くの段階があり、その各段階における支援策の徹底的な周知が必要。（諏訪委員）

【重点施策】(9) 人手不足対応、人材の育成・確保

- 小規模業者の経営者の資質とやる気、人材の確保・育成が非常に重要（石川委員）
- 体系化された学びだけではなく、人間力やリーダーシップなどをどう身につけていくのか。（諏訪委員）
- バックオフィス業務のAIへの置き換えや、持株会社創設による業務効率化も必要。（三神委員）
- クラウド会計導入によるバックオフィスの効率化、省力化・自動化、働き方改革や人材定着へのマッチング支援などが重要。（澤井委員）

(参考) 委員会での主な意見

【目標2：経営資源の有効活用、人材の育成・確保】

【重点施策】（7）多発する大規模災害等への対応

【重点施策】（8）事業継続力の強化

- 災害発生後の段階では、政府が一種の保険機能を果たしたほうが有効かもしれないという市場効率性の観点もある。（後藤委員）
- 災害時のみ役立つものだけではなく、平時における事業効率化や生産性向上に繋がる対策として位置づける必要。（森委員／小野寺氏）
- 自然災害の甚大化・多発化やサイバー攻撃などリスクの多様化が進み、その対策の重要性は日々高まっている。（森委員）
- リスク対策を行うための経営資源が十分ではないため後回しになっており、経営者にBCPの真の目的を理解いただく事が必要。（森委員／石川委員／梅山委員／澤井委員／諏訪委員）
- 経営者の事前対策の浸透を図るために、セミナーや研修会などを従来以上に行っていく必要。（梅山委員／森委員／諏訪委員）
- 事業継続力強化計画の認定を受けた小規模事業者に対する更なる優遇措置を設ける事が有効。また、災害時に有効な保険加入もインセンティブとセットで検討いただきたい。（森委員／石川委員／澤井委員／諏訪委員）
- リアルな災害の現場を知る専門家による講習とセットにした計画策定のワークショップなどが有効。（梅山委員）
- BCPをより実行的な計画とする為には、丁寧なリスク分析が重要。（小駒委員）
- BCPや事業継続力強化計画などの啓蒙や、対策の導入支援がまず重要。ただ、そうした対策は小規模事業者の負担が大きいので、例えば、標準化や簡素化などの制度インフラの整備は政府の重要な役割。（後藤委員）
- 実際に災害を経験した事業者が、機能した対策・対策しておらず苦労した例等の事例を共有することは有効。（水野委員／植田委員長）
- 取り組む順番の大枠を示した簡易的な指示書は、策定率上昇に寄与する可能性がある。（水野委員）
- 身近な商工会・商工会議所が標準的なリスク管理・BCPと一緒に考えていくことが小さな商店にとって必要。（米本委員）

(参考) 委員会での主な意見

【目標3：地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進】

【重点施策】（10）地域経済の活性化

- 農商工連携、観光関連、インバウンド事業との連携が、地域の経済・コミュニティ維持にも資する。（森委員）
- 組合による地域産品ブランド化の取組は、地域経済の活性化に効果的。（黒岩委員）
- 政策リソースに限りがある中、地域内の評価、広域エリアの視点、さらに国レベルの視点と、段階的に意志や情報を通わせつつ、効率的な支援体制が求められる。（後藤委員）
- 地域に産業がないと地域経済が回らない。産業があって、そこで人が働いて稼いで、その地域で人が継続的にお金を落とすという循環をどうつくり出すのかというのが論点。（水野委員）

【重点施策】（11）地域の生活・コミュニティの活性化

- 地域を支える上で重要な共助。社会・経済・産業の構造が変化する中、新たな共助のあり方の検討が必要。（植田委員長）
- 小規模事業者の事業継続が困難になれば、住民の生活に支障が出て、地域コミュニティ維持に影響が出る。（森委員／澤井委員）
- 特定地域づくり事業協同組合制度を積極的に活用していくことが、地域の生活コミュニティや地域の持続的発展に繋がる。（達増委員代理小野寺氏／水野委員）
- 商店街は、小規模事業者の集合体として共助の枠組みを持ち、地域住民の交流の場、地域を見守る防犯・防災の役割、地域のお祭りやイベント等への参加によるにぎわいの創出、少子高齢化社会における社会の維持に大きな役割を担っている。商店街が衰退すると、町全体の活力低下に繋がる可能性が十分にある。（小出委員／島口委員／正木委員）

(参考) 委員会での主な意見

【目標3：地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進】

【重点施策】（12）地域課題解決の推進

- 小規模事業者は地域に密着しているからこそ気付く課題がある。（水野委員）
- 社会課題は地域毎に異なるが、支援の方向性や規模を定める為に、社会的課題の明確化やある程度の指針、国や都道府県レベルのサポートが必要。（後藤委員／植田委員長）
- 大企業・自治体・地域・中小企業が課題を提示して一緒に解決していく中へ小規模事業者が参入していくことが望ましい。（諏訪委員）
- 社会課題解決事業を稼げる事業にしていくためには、社会課題を発見して、それを事業化するという経営者の意識、マインドを育成するための機会を提供することが重要。（水野委員）
- 地域課題を中心にオープンイノベーションを生むような場を設ける事も重要。（石川委員）
- 複数の地域課題解決事業を関連づけて新たな価値を生み、ビジネスとして成り立たせることが期待される。（森委員）

(参考) 委員会での主な意見

【目標4：支援体制の整備その他必要な措置】

【重点施策】（13）支援機関の体制・連携強化

- 今までの延長線の議論では無く、今の組織のあり方、課題も踏まえていろいろな視点から考える必要がある。（植田委員長）
- 商工会・商工会議所の組織体制について本当に現状維持で良いのか、議論が必要。（水野委員）
- 多くの支援策が出来たが故に支援機関の業務は増えているため、支援機関側に光を当てる必要。（立石委員）
- 経営の自立化を後押しするため、マンパワー不足解消を含め経営支援体制の拡充が必要。（澤井委員／立石委員）
- 事業者の課題が多様化する一方、財政事情が逼迫する中で支援機関の方々の負担も大きくなっている。支援体制の議論は喫緊の課題。（後藤委員／諏訪委員）
- 政策リソースの拡充に際して、効果を適切に評価し、コスト以上に効果が確認されれば実施のハードルは下がると期待。（後藤委員）
- 広域指導体制の環境整備や支援機関同士の連携が支援体制の強化の新たな解決策になる。（森委員）
- 広域連携について、商工会議所法には連合会の規程がないので、仕組みを検討した上で予算措置をお願いしたい。（澤井委員）
- 支援機関同士の連携により、小規模事業者の課題解決とともに持続的な発展と、支援機関同士のマンパワー不足の解決策の一つとして有効。（森委員／黒岩委員）
- 金融機関を含む支援機関、自治体等が協力して事業者を守り、地域を盛り上げていくことが大事。（米本委員）
- 支援機関同士で、それぞれ支援している事業者に関するデータを共有し、支援の深掘りを行うプラットフォームが必要。（三神委員）
- 商工会・商工会議所との連携の下に商店街がどう動いて末端まで届けていくのか議論が必要。（島口委員）

(参考) 委員会での主な意見

【目標4：支援体制の整備その他必要な措置】

【重点施策】（13）支援機関の体制・連携強化（続き）

- 経営指導員の資質が大事であり、支援機関の資質を上げていくような政策が必要。（正木委員）
- 支援機関の質の向上（ノウハウの共有等）や業務効率化のためには、デジタルツールの活用が重要。（森委員／澤井委員）
- 指導実績等のデータベースを活用した「AIサポート支援ツールの開発・活用」により、若手の経営指導員もベテラン経営指導員と同程度の支援と提案が可能となり、同時にAIによる対象者へのOJTが実施可能となり、ノウハウの共有も図れる。（森委員／梅山委員）
- 中小企業診断士の案件に経営指導員が同行するOJTは効果が高い。（梅山委員）
- より効果的に支援する為に、データ化・AIツールを活用した業務効率化が必要。（石川委員／森委員／梅山委員）

【重点施策】（14）国と地方公共団体との連携強化

- 伴走支援の重要度が増しており、経営指導員の人事費等への財政支援の拡充が必要。（達増委員代理小野寺氏）
- 地域の拠り所である商工団体指導施設を地域における社会資本と位置づけ、機能強化が図られるよう、事業強化を目的とした集約化に伴う移転解体を伴う費用についても、財政支援を行っていくことが必要。（達増委員代理小野寺氏）
- 事業者の防災拠点となる商工会館も老朽化しているため、立て替えや修繕などの支援が必要。（澤井委員／森委員）

【重点施策】（15）手続きの簡素化・施策情報の提供

- 良い支援制度、良い補助金・助成金があるが、知られていない事が多い。手厚く施策を打つにしても、施策が行き届くよう、国・自治体・支援機関からの周知が必要。（石川委員／正木委員）
- 中企庁が作成しているBCP取組状況チェックリストは事業者にはあまり知られていない。是非周知してほしい。（正木委員）

(参考) 委員会での主な意見

【小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

(1) 地方公共団体の責務

- 地域特性に応じた支援制度や、都道府県単位など地域に根ざした小回りのきく使いやすい補助金も拡充されると良い。 (石川委員／梅山委員)
- 伴走支援の重要度が増しており、経営指導員の人事費等への財政支援の拡充が必要。 (達増委員代理小野寺氏) ※再掲
- 地域の拠り所である商工団体指導施設を地域における社会資本と位置づけ、機能強化が図られるよう、事業強化を目的とした集約化に伴う移転解体を伴う費用についても、財政支援を行っていくことが必要。 (達増委員代理小野寺氏) ※再掲
- 事業者の防災拠点となる商工会館も老朽化しているため、立て替えや修繕などの支援が必要。 (澤井委員／森委員) ※再掲

(2) 小規模事業者の努力、中小企業団体の努力等

- 経営者によって会計リテラシーに大きな差があるが、会計知識が今後の経営方針の鍵となるため、知識・情報支援が必要。 (小駒委員) ※再掲
- 経営者の経営リテラシーをいかに高めていくかということを考える必要。 (水野委員) ※再掲
- 経営の基礎力 (毎月の試算表作成・経営状況の把握・資金繰り表の作成) の底上げが必要。ビジネススクール、公的機関の研修の場での学びも効果的。 (梅山委員／水野委員) ※再掲
- 経営者自身が日々の業務に追われ戦略を考える機会がない。まずは、経営者自身が正しく現状把握を行うことが必須。 (梅山委員) ※再掲
- 伴走支援の中、自立性・主体性を持って経営課題にどう自分たちで対応していくかが重要。 (水野委員) ※再掲
- 個社の強みや個社の製品の見直しを経営者自身で行っていく必要。 (黒岩委員) ※再掲
- 経営計画を立てて現状把握を行った後に、将来的なビジョンを立てて今後の課題を把握し、その課題に対して施策を提案出来れば、更に企業が強くなると感じている。 (梅山委員／正木委員／黒岩委員) ※再掲
- 稼ぐ力の強化には、ノウハウや特許等の知的財産を活用した製品の開発が重要。 (諏訪委員) ※再掲

(参考) 委員会での主な意見

【小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

(2) 小規模事業者の努力、中小企業団体の努力等（続き）

- 価格交渉のために技術や設備の競争力に関する自助努力が必要。（水野委員／正木委員）
- 支援機関から他社事例を小規模事業者へ伝えて価格交渉を促す等、支援機関から促進する取組があると良い。（小駒委員）※再掲
- 身近な商工会・商工会議所が標準的なリスク管理・BCPと一緒に考えていくことが小さな商店にとって必要。（米本委員）※再掲
- 支援機関の質の向上（ノウハウの共有等）や業務効率化のためには、デジタルツールの活用が重要。（森委員／澤井委員）※再掲

(3) 関係者相互の連携及び協力

- オープンイノベーションを生むため、経営者同士で交流出来る場を整備することも必要。（石川委員／諏訪委員）
- 地域の事業者をよく理解している商工会の職員が、事業承継あるいはM&Aについても見える化を図り、お互いの小規模事業者を紹介しながら進めるような成功事例も出ており、こうした取組を進めていかなければならない。（森委員）
- 支援機関が承継後のPMIプロセスまでフォローしていくことが有効。また、そのための経営指導員のスキルアップが必要。（小駒委員）
- 地域のBCPから漏れる事業者（フリーランス等、店舗を持たない事業主体）が存在することは今後の課題。（三神委員）
- 今後もイベント（継続的に実施出来るイベント）等を通して、地域と商店街を結びつける様々な事業展開・補助制度の創出が必要。（小出委員／正木委員）
- 知的財産は様々な経営課題に絡み合っているため、知財単独の相談だけではないケースが多く、よろず支援拠点・INPIT・知財総合窓口の連携が極めて重要。（諏訪委員）※再掲
- 国と地方自治体、商工指導団体、経済団体、金融機関、専門家等が連携し、価格転嫁を含む取引適正化を更に推進するための施策展開が必要。（達増委員代理 小野寺様／黒岩委員）※再掲
- 目の前の業務・課題に追われている事業者も多く、若手経営者にも問題意識を植え付けるなど、早くから事業承継に問題意識を持たせることが鍵。その為には、様々な形での情報提供や、各機関からの働きかけが必要。（石川委員／島口委員／正木委員／植田委員長）※再掲
- 支援機関同士で、それぞれ支援している事業者に関するデータを共有し、支援の深掘りを行うプラットフォームが必要。（三神委員）※再掲